

## 京都家庭裁判所委員会（第15回）議事概要

### 1 日時

平成22年12月15日（水）午後1時30分から午後3時45分まで

### 2 場所

京都家庭裁判所大会議室（家事棟3階）

### 3 出席者

（委員）

梶山玉香，駒木根徹，田中泰子，谷口照夫，直野信之，苗村和喜，二本松利忠，野中百合子，浜田昭，藤原重美，吉田眞佐子（五十音順，敬称略）

（京都家庭裁判所職員）

小野木家事部総括裁判官，下坂首席家庭裁判所調査官，山田家事首席書記官，松尾少年首席書記官，中澤次席家庭裁判所調査官，中川次席家庭裁判所調査官，有岡家事訟廷管理官，畔上主任家裁調査官，山口家事部主任書記官，長谷川事務局長，秋田事務局次長，石川事務局総務課長，西事務局総務課課長補佐，濱口事務局総務課庶務係長

### 4 議事（◎は委員長，○は委員の発言。●は裁判所からの説明）

#### (1) 第14回京都家庭裁判所委員会以降に改善した点等について

前回の委員会において，各委員からいただいた御意見に基づいて改善した点等を報告した。

#### (2) アンケート調査に対する回答等について

#### (3) 「京都家庭裁判所における取組」，「京都家庭裁判所の利用の実情」，

「行政機関等との連携の在り方」についての紹介（山口孝家事部主任書記官）

#### (4) 意見交換

ア テーマ

(ア) 成年後見制度について京都家庭裁判所の手続は利用しやすいものとなっているか。

(イ) 京都家庭裁判所では後見人の選任等について行政機関や関連する

職種とどのように役割を分担し、また連携すればよいか。

## イ 内容

- ◎ 2つのテーマは関連する部分もあるが、第1点目については、京都家裁では、申立てをしやすいように取り組んでいるという説明をさせていただいたが、これを前提に御意見を承りたい。

また、第2点目では、現在当庁においても困っている後見人の給源確保あるいはその中でも市民後見人の問題について説明をさせていただいたが、その点を中心に御意見を承りたい。

- 過大な商品を買わされたり、ほとんどお金がないという人をどうするかというのがこの後見人制度の一つの問題だろうと思う。財産のある人はよいが、あり金を全て奪われ、財産もないという人を、どのようにして見つけて、後見人を付けるかということが非常に大事である。吉田委員に事前の勉強会でいろいろ教えていただいたが、ドイツは市町村や医師が後見人をつけてくれ、後見人を付けられた人は日本の約1.5倍いるということである。日本でなぜそれが普及しないのかについては、結局市町村が費用を持たない、つまり予算がないということだろうと思う。最近市町村との連携という点が指摘されているが、現在行政の中で一番良いのは、民生委員ではないかと思う。民生委員というのは地域とも密着しており、そういうところからも後見人が必要な人をチェックできる機能もある。そのかわり民生委員の増員や、法的な面での訓練もしなければならない。また、報酬についても、やはりそれ相応のものを支払わないといけない。専門職の弁護士や司法書士だけに頼るのではなく、過大な商品を買わされるのをどう防ぐかという点からいえば、地域に密着した人をお願いするというのが一つの手であると思う。
- 京都家庭裁判所の手続は利用しやすいものとなっているかという点については、成年後見制度は、制度が発足した10年前から比べると改善されており、工夫の跡が見られる。申立てから審判がおきる期間も短縮されているし、鑑定をするケースもかなり減っているように思う。また、後見申立てセットの封筒内のパンフレットも、徐々に改善

されているように思う。即日申立てという制度が導入されたということで、確かに便利で早くなったと思うが、申立人の側からすれば、まだまだ封筒の裏に書いてある多くの書類をそろえる必要があるのかと、少し負担に感じるのではないか。そのあたりが難しいところで、早い段階からいろいろな事情がわかるに越したことはないということもあるが、申立てから審判がおきるまでは早くなったが申し立てるために書類を準備することが負担になるというところはある。

- ◎ 申立てに至るまでの支援はどのようにすればよいか。
- 裁判所としてできることは、こつこつと丁寧に相談に応じることぐらいだと思うが、関係諸機関との連携という点については、例えば、裁判所と市町村との連携ということも必要ではないかと思う。一つ質問があるが、法律上、後見の申立人の資格については本人や4親等内の親族とともに、検察官がいる。また、特別法では市町村長の申立てもできるが、検察官もいる。実際に検察官の申立てということは聞いたことはないが、検察官の委員にそのあたりの点をお伺いできたらと思う。
- 交通事故で脳に障害を負ってしまった方が植物状態になり、示談等ができないという理由で、病院側から何とかしてほしいという要望があり、検察庁が必要な事項を調査した上、申し立てた例がある。
- ◎ 検察官による申立てについては、先ほど御紹介した成年後見関係事件の概況にあるとおり、平成21年度は全国で1年間に4件あった。
- 後見申立てセットやハンドブックは非常にわかりやすく書かれていると感じた。後見申立てセット封筒の裏の必要書類を見ると、確かに手間がかかるだろうというのは一見して感じるが、あまり簡略にし過ぎて、そんなことは知らなかったということが後から出てきても困るであろうし、これ以上わかりやすくするというのも非常に難しく、よくできているという印象を持った。後見人が不足しているという話があったが、後見人がいて初めて被後見人の利益が守られる制度であり、どのように確保していくかが、大きなテーマであると思う。法律はいろいろな事態を想定し、厳しい目に規定すべき部分もあろうかと思う

が、そのあたりのバランスが非常に難しく、後見人がある程度確保できるようになれば、もっと制度の恩恵を受けられる方も出てくる。ただ、逆にそうなると裁判所の事務手続が大変になって審判の下るのが遅くなると、また人を増やさなければならないという循環になってくるとは思うが、やはり後見人をどう確保していくのかというあたりが、非常に大きな課題だと感じた。弁護士や司法書士が非常に忙しい中でやっておられるだろうという印象を持つが、報酬面も含めてある程度苦勞が報いられるような形を造っていかなければならない。

- 後見申立てセットは、比較的使いやすいように工夫していると思った。ただ、手続的に多くの資料等を集めていかなければならないということが、実際に申し立てるについては苦勞が多いように思う。申立て後の後見人の報酬については、この制度は一応法律的な部分と、もう一つは民生的な部分と両方あるかと思うが、その部分のカバーをどうするのかについては、第2点目にもかかってくる問題かと思う。本来なら家族で面倒を見なければならないのではあるが、家族制度がかつてのような状況でなく、新しいライフスタイルになっているということで、後見の申立てはこれからますます増えていくかと思うが、それに対してどう保障していくのか、制度を担保していくのか、大きくいえば国の制度であり、国が後見人の報酬を支払う、例えば国選弁護と同じような形にできないのかという気がする。制度が始まってまだ10年であり、いろいろは問題点が出てくるであろうが、その都度見直していけば、高齢化社会を支える一つのいい制度になるのではないかと思う。ただ、今のところ、一部の専門家の方たちのボランティアに頼っているような側面があるのではないかという気がする。
- 確かに申立てには多くの書類が必要で、集めるのが大変というのはよくわかる。私も、申立てセットを初めて見たときには、「たくさん必要だな。」と思ったのが正直なところである。一方、申立後の手続を考えると、初めから用意しておいていただければ手続が速く進むということもある。見直しは運用の中で今後も考えていきたいと思うが、現時点では御理解いただきたい。

- 後見申立てセットの中に家族や市民が後見人候補になる場合の「候補者に関する照会書」がある。ここに後見人候補者の収入や財産状況を事細かに書かなくてはいけないため、以前、遺産分割の関係で、認知症で施設に入っておられる方の子供さんをお願いしたときに、この照会書が届くと、「自分の収入や預貯金等を全部出すのであれば後見人になりません。」と言われ、断られたことがあった。もちろん被後見人を保護するために候補者の資産状況についても調査の必要があると思うが、資産が少ないからといって選ばれないとか多いからといって選ばれるということでもないと思うので、もう少し簡略にできないのかと思う。プライバシーを関係のない遺産分割の相手方の弁護士にも見られるのか、裁判所になぜ出さなくてはいけないのかという抵抗感があったようである。その点については検討いただけるのか。
- 基本的にこういう事項は必要だと申し上げざるを得ない。確かにプライバシーということはあるかもしれないが、今、問題になっているのは、いろいろな不正があり、それを裁判所として防がねばならないということである。どの程度簡略化できるかということは、御意見を踏まえてさらに検討したいが、そういった情報は必要だと考えている。
- ◎ 今後どのように簡略化できるか、どの程度の情報が必要なのかという観点から検討させていただく。
- 後見申立てセットを見て、非常にわかりやすいと感じたが、家族が倒れたときに介護保険の申請等で、別に成年後見が必要な状態ではないというような状態でもいろいろな申請をする。その中で、もし後見の申立てをするということになり、これだけの資料を読んでこれだけの書類を集めてというのは、なかなか難しいと思う。成年後見制度の一つの役割として、いろいろな悪質商法などからの保護というか予防的な措置という観点から、補助類型が、活用の余地のあるものではないかと思う。補助類型には当事者、本人の行為能力を制限しないパターンがあるという意味では非常に活用する可能性の高いもので、代理権付与類型と同意権付与類型のどちらがどういう割合になっているのかということにはわからないが、本人の行為能力を制限しないとか、あ

るいは特定の行為だけ代理権を付与するというようないろいろな活用の可能性があると思う。比較的すぐに申立てなければならぬというような状態ではなく、予防的な措置という意味では使い勝手のよいものであり、この制度を裁判所でもう少しアピールしてゆけばよいのではないか。長期的に財産を管理する必要のあるもの、それから例えば施設の入所などのような一度代理権を付与すればよいようなパターンのももあるかと思うが、そういったものにもこの補助類型というのは使えるものであるという印象を持っている。

- ◎ 補助類型あるいは後見との中間類型の保佐について、どうして後見の申立てに比べて利用が少ないのか、裁判所としてもう少し利用を促すべきと考えるならば、どうすればよいのかについて何か考えているところはあるか。
- 後見の申立てをしたいということで電話をいただいたり、来庁されたときには、パンフレットにあったように、最終的には裁判所が判断、決定することになるが、まず身近におられる方が、後見、保佐、補助どれに当たるかを検討の上、申立ていただきたいとお話している。その上で、保佐ではないかとか、補助を利用してとか、御本人の状況がわかればその手続を案内し、申立書もお渡ししている。後見が不相当であると親族の方が思われている場合には、あえて保佐、補助を促すということまではしていない。
- ◎ どういうことが契機になって申立てをするかといえ、いよいよ困って申し立てるというケースが多い。むしろ御本人を保佐するための予防的な制度があるから、御本人は自分の利益を守るためにもっと利用すればよいのではないかということになるが、現実にはそういう方々はあまりニーズを感じていないというのが現状だと思う。ただ、もう少し他の類型も含めた成年後見制度が国民に一般にも認知され、利用が進めば、次第に予防的に補助、保佐という類型を利用する方も増えてくるのではないかと思う。また、任意後見制度もあるが、こちらも非常に利用が少ないときいており、やはり日本社会の現状としては仕方なしに成年後見を申し立てるというケースが圧倒的に多いので

はないかと感じている。

- 私が経験した補助の関係では、後見の申立てをされ、家裁調査官が本人を調査した上、本来あるべきは補助であろうということで、補助の申立てをされたことがあった。バリエーションのある制度で、立法当初はいろいろな形に対応できるということであったろうが、現実的には後見の申立てがほとんどである。
- 私は後見監督や即日事情聴取を担当しているが、裁判所に来庁された方に対して、書記官等はとても行き届いた案内をしているし、担当参与員や調査官は心して当事者に対応しておられると思うので、来庁された方にとっては、難しいことであっても順調に手続が進んでいっていると思うが、裁判所に来るまでがなかなか足が向かず、相談にも行きにくいということがあるのではないか。新聞等に司法書士会が成年後見に関する相談を受けるということがよく出ており、市民向けの広報や相談を熱心にされている。また、最近成年後見に関する新聞記事をよく見かけるようになっていて、一般の市民にもこういう手続があつて家庭裁判所に行けば後見人をつけてもらえるという認識が次第に強くなってきているとは思ふ。裁判所はあくまで受け身で、困った方がお見えになるという現状が少し物足りない。相談の段階から裁判所にできることがあるのではないか。宣伝等は難しいことだと思うが、裁判所には成年後見に関するビデオや案内があり、私の知人には家庭裁判所は市民の味方ですねというような感想を持っておられる方もいて、とてもいい働きをしていると思うが、成年後見について市民が裁判所に足をむけるための何か工夫が必要ではないかと感じている。
- 初めてこの制度を利用するとき、後見人を親族に依頼できる方はよいと思うが、やむを得ず第三者に後見人を依頼しないといけない場合には、「費用がどのくらいかかるのだろう。」とか、「後見人が不正を働いたときにどうなるのだろう。」ということが大きな問題になると思う。費用に関してはケース・バイ・ケースで、基準は示せないということであるが、不正があった場合、不正によって被った損害についての補償制度のようなものはあるのか。

- リーガルサポートの会員が万一不正な行為を行った場合には、保険制度で団体保険に加入しており、本人に損害を与えたときは賠償されるということになっている。
- ◎ 裁判所としてもそれを踏まえて、リーガルサポートから推薦のあった司法書士を後見人に選任するなどしている。弁護士についても損害保険に入っておられる方もいると思われるので、その意味では専門職というのはお願いしても非常に安心というところがあり、問題のあるようなケースあるいは多額の資産をお持ちの場合は、専門職にお願いすることが多い。
- 後見人が不正を行い、家裁調査官が調査をした上で、解任し、その後選ばれた後見人が不正を行った人に請求をして損害をてん補していくという処置をされた事例があった。本人が受けた損害が償われていくような方向での、後見人の選び方ということもあると思う。
- ◎ 後見人の選任についてどのように役割を分担し、また連携すればよいかについて、そのほかに御意見はあるか。
- 京都市はまだ行っていないが、東京や大阪は、市民後見人の養成をしており、現に市民後見人が選任されたというケースも何件かある。これについては市民後見人を養成するという作業が必要であり、ただ単に研修もなしに一般の市民が後見人になるというのはやはり一方では危険なことでもあるので、やはり要件をある程度絞って報酬の出ないようなケースについても、関連諸機関との連携という意味で、例えば京都市等に働きかけるというのも一つではないか。
- ◎ 市民後見人の養成を検討してはどうかという御意見を伺った。この点について、先ほどの説明では市民後見人も考えていかなければいけないという説明だったように思うが、そのためにはどういうことをしなければいけないのか、どういうことをしたいのかという点について京都家裁としての意見はあるか。
- 先日成年後見をテーマに家事関係機関との協議会を開催した。そのときには行政側からも参加されたので、行政が市民後見人の育成等について積極的に動いてほしいと申し上げたが、今すぐ動き出すような

機運は感じられなかった。現在一番困っているのは京都府北部の舞鶴、福知山、宮津の第三者後見が手一杯の状態になっていることであり、リーガルサポートも複数の件数を抱えているという状態で非常に困っていると聞いたが、それをアピールして働きかけようとしてもなかなか行政側が動かないことで困っている。これは裁判所が主導権を握って動くというたぐいの話ではなく、やはり社協等が中心となって、家庭裁判所は依頼を受けて講義等に行くとかいう形が自然ではなかろうかと思っているところであり、よい手がかりがないかを皆さん方から教えていただければありがたい。

- ◎ 京都家裁としても必要は感じているが、そういった方向に持っていくのは難しいことから、こうすればよいというような御意見があれば、ぜひ伺いたい。
- 家裁と関係諸機関との協議会にも出席したが、御指摘の京都家裁の北部の支部については、後見人の供給源に相当困っているという実感を持った。その点については、リーガルサポートも認識しており、北部の後見人候補者を増やそうという動きはあり、努力しているが、数には限界があると感じているのが正直なところである。
- ◎ 京都家裁にとってもこれまでの、そしてこれからまだまだ続く課題であり、できる限り行政機関に対する働きかけやお願いを続けていこうと考えている。
- 配布した弁護士会でのアンケート集計にもあるように、後見人候補者に対する説明会や研修会が1回とあるが、家族、市民、近所の方が後見人になっている方もいる。その後も説明会や研修会を何度かやっていただいた方がよいのではないかと思う。今、家庭裁判所も非常に後見の数が増えてしまって報告を求める回数も減ってきていると聞いているし、「専門職の後見人は2年に一度は報告書を出してください。」と最近言われたということも聞いた。やはり説明会や研修会というのが最初の1回ではなく、そこで自己の困ったような経験談等も話しながら交流できれば、また次も後見人になろうという気持ちもわいてくるのではないかと思う。市民後見人はボランティアであり、今

も少数の方がやっておられるが、育てていく意味でも交流ができるような研修の機会を増やしていただきたいし、またそこに参加したことを報告書にも記載するということが監督もしていただければと思う。ドイツの場合は世話人制度というものがあり、高い利用率で、人口は日本よりも少なく8,200万人であるのに130万人が世話人制度を利用している。それは医者が勧めるからである。認知症等の問題が起きたときは医療関係にかかるが、医者から、本人の権利を守るためには世話人制度を使った方がいいと言われて、世話人が選ばれる。世話人は25万人おり、1人で何人も担当している方もいるが、85%は本人に支払能力はなく、州政府が負担するという制度になっている。やはり報酬が支払われることが非常に大事であり、国として制度を考えていただく必要がある。ドイツは3分の1が職業世話人であり、世話人協会のようなものに入って研修を定期的に行っているということである。日本でも高齢者で身寄りのない方が増えており、消費者被害については今も高齢者が狙われ、不動産を売却させられてその代金を全部取られてしまった人や身内に毎年何分の1ずつを贈与させられて不動産も失ってしまった人もいる。やはり高齢者等がそういう経済的虐待を受けないためにも利用していただきたい制度である。本当は病院関係者にもこの制度を知っていただく必要があると思うが、病院関係者の方はあまり後見人制度を御存知ないのではないか。消費者関係、消費者被害の窓口などは一定の知識を持っていると思うが、費用のことがネックであり、費用をどこで負担できるのか、制度の改革も含めて、それから市民後見人を育てていく一歩として、裁判所は家族や市民に対する研修を継続していただきたい。

- ◎ 今の御意見は、研修会というのは後見人に選任された人だけでなく、そのほか、本人の家族や場合によっては近所の人ということか。
- 家族や身寄りのない方をお世話するということが、近所の人や後見人候補者として出ていることもある。後見人になる前だけではなく、なった後も困られたり悩んだりすることはあるので、継続した方がいいのではないか。

- ◎ 後見人に後見人候補者として名乗りを上げている人や後見人に選任された後、1度は説明会がある。それだけではなく、その後も研修会を実施し、その際には後見人として困ったケースについて質問をする機会を設ければどうかという御意見について、裁判所としてはどうか。
- 現在行っている後見事務の説明会に参加していただいている方は後見人候補者の方、後見人になられた方だけではなく、場合によってはそれらの方の御家族にも一緒に参加いただいている。また、後見監督の中で、もう一度聞いていただいた方が良いのではないかという方についても、再度参加いただくこともある。ただ、現時点では、定期的な後見事務についての意見交換をするということまでは行っていない。本日、いただいた御意見については、今後どうすればいいのかを検討させていただきたい。
- 先ほどお話しがあった世話人制度は、とても魅力的な制度であり、国選弁護と同じように国で対応すべきということについても実現できれば良いと思う。一つ質問だが、同じように生活保護を受けている方についての後見人選任の事件で、市区町村長が申立人の場合は市から成年後見人への報酬が出るが、ケアマネジャーが申立人になった場合には市から報酬が出ないということを知ったが、なぜ違ってくるのか。
- 現時点では、後見人の報酬について市区町村からの助成があるのはまず市町村長の申立てであること、それから本人が生活保護を受けていることの二点が必要だと聞いている。
- どちらも生活保護を受けている人であるなら、なるべく市区町村長から申し立てていただくような方向に持っていければ良いのではないかと思うが、それは難しいのか。
- 関係機関との連絡協議会において、行政の方に市町村申立てのニーズがあるので前向きに検討していただきたいという意見が多数寄せられ、公共団体の代表という形で参加された方が回答に窮しておられた。それに対して、そのようなニーズがあることは十分理解をしているが、やはり予算措置がネックになっていると発言しておられたのが印象的であった。

- ◎ 申立のための費用だけでなく、その後の後見人の報酬となると、毎月一定の金額の負担が何年も続くことになる。そのため予算上の制約もあるのか、かなり絞られているのではないかと推察される。

本日承った御意見については、裁判所でも整理をして、これからの成年後見制度の運用の参考にさせていただきたいと思う。

#### (5) 次回の議題

- ◎ 次回の委員会において意見交換していただくテーマについて、何か御意見があれば承りたい。
- 前回、支部で開催してはと申し上げたが、距離的な問題もあるので、委員の皆様が出向くのは難しいと思うところ、例えば北部の支部の方から来ていただいて、後見の問題やその他の問題でも良いが、お話しするという事は可能か。
- ◎ 支部の方というのは支部の裁判所職員か、それともその他の例えば関係機関の方か。
- 裁判所の支部である。
- ◎ 例えば、支部長や庶務課長にこちらで支部の実情を説明し、その上で意見交換をしてはどうかということであれば、説明担当者として支部の者がこちらに来てもらうということ自体は可能だろうと思う。

御提案があったが、今後の他の委員からの御提案もお聞きして考えさせていただく。

#### (6) 次回期日

- ◎ 次回期日については、例年どおりであれば5月ころということになるが、いかがか。

(特に意見なし)

では、5月ころをめどに後日、具体的な日程を調整させていただく。